

久見川水系
河川整備基本方針

平成 14 年 10 月

島根県

久見川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
2. 河川の整備の基本となるべき事項	2
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	2
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	3
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	3
(参考図) 久見川水系図	4

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

久見川水系は、その源を隠岐郡西郷町の大峯山（標高507.6m）に発し、北西に流下して隠岐郡五箇村久見地区において日本海に注いでいる。また、本水系の流域面積は約7.4km²、幹川流路延長は4.5kmで、その流域は西郷町及び五箇村に属している。

本水系は、過去幾度もの水害が発生し、中でも昭和63年9月の出水により床上浸水14戸、床下浸水22戸の被害を受け、久見地区における生活基盤に重大な被害を及ぼした。このため、平成2年度から小規模河川改修事業により掘削、築堤、護岸等を実施した。その後、平成9年に久見川水系工事実施基本計画を策定し、基準地点清見橋における基本高水のピーク流量を100m³/sとした。

利水については、農業用水として約14haのかんがいに利用されている。

本水系は、クロマツ、スギ等の常緑針葉樹植林が広く分布する小起伏山地を北北西に流下した後、谷底平地に広がる水田地帯を流下し、人家の集中する久見地区において日本海に注いでいる。河道内には、上流域ではセリ、アメリカセンダングサ等が、下流域ではツルヨシ、ミヅソバ、ガマ等が寄り州に群落を形成している。なお、下流域では過去の河川改修により護岸の整備が完了しているが、流水の作用により寄り州の発達が見られるようになっている。動植物ではヨシノボリ類、ウグイ等が瀬や淵に生息し、最上流の渓流は隠岐島後のみに生息するオキサンショウウオの生息域となっている。

また、川まつりやカワコ（河童）等の川にちなむ伝承が残り、古くからの川と人々とのつながりの深さをうかがわせる。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、流域全体の視野から、流域住民や関係機関と連携し、地域計画及び離島振興計画との整合を図り、地域社会の状況の変化に対応し、治水・利水・環境の調和に配慮した整備を実施するものとする。

治水対策については、過去の実績降雨を踏まえ、30年に1回程度発生する降雨による洪水の安全な流下を図る。

河川環境については、隠岐島後独特の貴重な動植物をはじめ、生物の多様な生息環境及び生育環境の保全に努めるとともに、良好な河川環境の整備・保全を図る。また、地域の伝統文化や自然環境に配慮しながら、流域住民が水辺と触れ合い、憩いの場となるような河川空間の確保・保全に努める。

利水については、水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努める。

なお、既存の施設については、適正な維持管理に努めるものとし、洪水時には雨量・水位等の情報を広く提供し、流域住民や関係機関と協力して被害の最小化に努め、安心できる生活基盤の確保に努める。また、流域の土砂管理については、砂防・治山事業の状況を考慮し河川の適正な維持管理に努めるものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

本水系における基本高水のピーク流量は、基準地点 清見橋 において $100\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

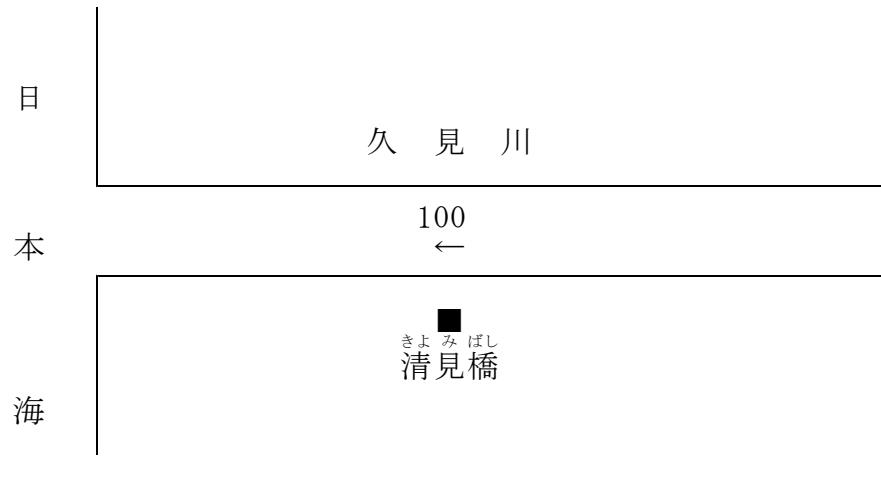
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による 調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
久見川	清見橋	100	—	100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 清見橋 において $100\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とする。

久見川 計画高水流量図
(単位： m^3/s)



■：基準地点

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

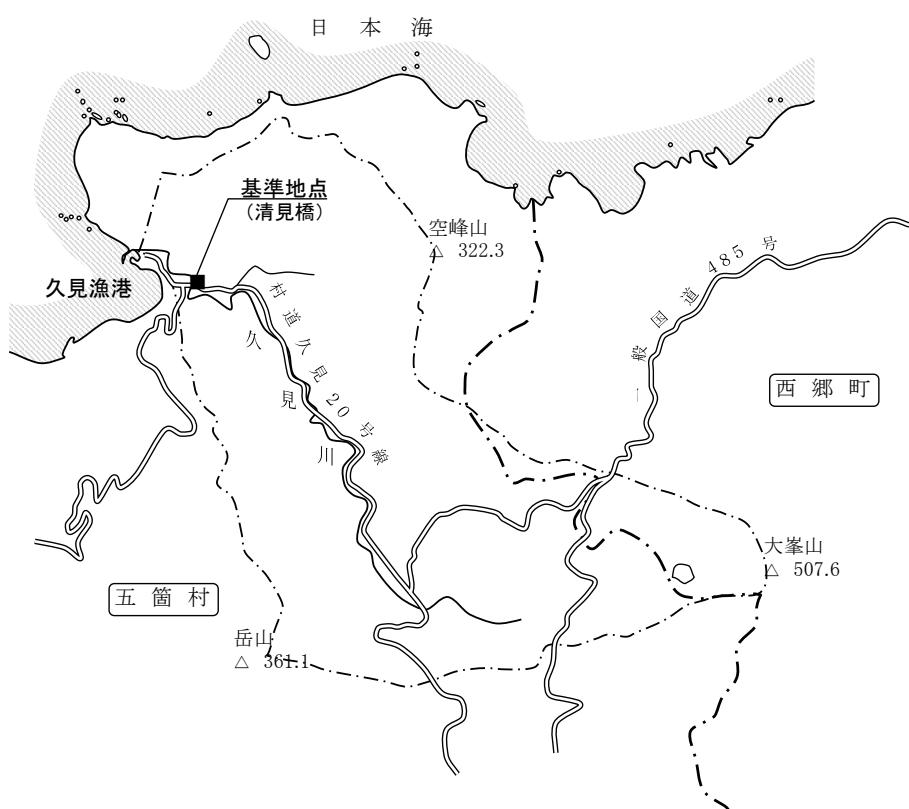
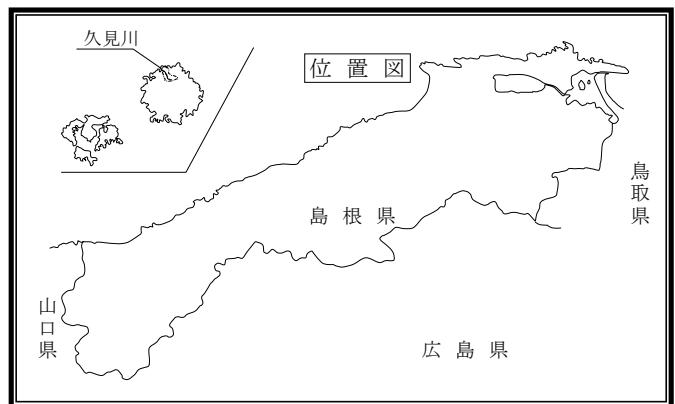
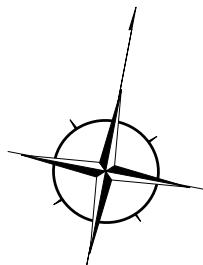
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	摘要
久見川	清見橋	0.60	+ 3.27	20	

(注) T.P.=東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等の河川の状況把握を行い、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等を考慮し、調査検討を行ったうえで決定するものとする。

(参考図) 久見川水系図



凡例	
---	流域界
- - -	町村界
■	基準地點

(参 考)

河 川 整 備 基 本 方 針

決 定 及 び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H14. 10. 25	
	施 行	H14. 10. 25	

工 事 実 施 基 本 計 画 (旧)

決 定 及 び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H 9. 1. 22	
	施 行	H 9. 1. 22	